

大川広域行政組合職員の希望降任に関する規則

〔平成26年 3月20日〕  
規則 第 4 号

(目的)

第1条 この規則は、職員の降任に対する希望を尊重して降任させることにより、当該職員の心身の負担を軽減するとともに職務に対する意欲を高め、もって組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象職員)

第2条 降任の希望を申し出ることができる職員は、大川広域行政組合職員の給与に関する条例(昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第9号)に定める給料表の適用を受ける職員のうち第18条第1項の規定により管理職手当を支給する職員の職(ただし、主幹を除く。)にある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 病気その他心身の故障により、その職責を果たすことが困難であると感じる者
- (2) 家族の介護その他家庭の事情により、その職責を果たすことが困難であると感じる者
- (3) 職責の増大により、その職責を果たすことが身体的又は精神的に困難であると感じる者

(申出)

第3条 自らの意思により降任の希望を申し出ようとする職員は、降任希望申出書(様式第1号)により任命権者に申し出るものとする。

(承認)

第4条 任命権者は、前条の申出があったときは、管理者と協議した上で降任の適否について決定し、その内容を降任希望承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該職員に通知するものとする。

- 2 前項の規定により降任を承認された職員は、前条の申出を撤回することはできない。

(降任の時期)

第5条 任命権者は、前条の規定により降任の希望を承認したときは、当該承認の日後において任命権者が適当と認める日に、あらかじめ管理者の承認を得て降任させるものとする。

(降任後の給料月額)

第6条 降任後の職務の級及び号給については、大川広域行政組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成16年大川広域行政組合規則第2号)の規定に基づいて、任命権者があらかじめ管理者の承認を得て決定するものとする。

(降任後の昇任)

第7条 この規則の規定に基づき降任した職員は、降任を希望した理由が消滅し、かつ、昇任を希望するときは、降任希望理由消滅申出書(様式第3号)により任命権者に申し出るものとする。

- 2 任命権者は、前項の申出があったときは、その内容を判定し、降任を希望した理由が消滅したと認めたときは、当該職員の昇任について他の職員と同様の取扱いをするものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の希望降任に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

降任希望申出書

任命権者

殿

所 属

職 名

氏 名

印

大川広域行政組合職員の希望降任に関する規則に基づき、次のとおり降任の希望を申し出ます。

記

希望する降任後の職	
降任を希望する理由	

様式第2号（第4条関係）

降任希望承認（不承認）通知書

所 属  
職 名  
氏 名

任命権者



年 月 日付けで申出があった降任希望については、次のとおり決定したので通知する。

記

承認する。（承認しない。）

（承認する場合は、承認する内容を、承認しない場合は、その理由を記載する。）

## 様式第3号（第7条関係）

## 降任希望理由消滅申出書

任命権者

殿

所 属

職 名

氏 名

⑩

大川広域行政組合職員の希望降任に関する規則に基づく申出により、 年 月 日付けで降任となりましたが、次のとおり降任を希望した理由が消滅し、再度昇任を希望するので申し出ます。

## 記

降任を希望した理由	
現在の状況	